

平成 24 年度第 5 回公害規制検討部会の要点整理

NO	委員による意見・質問	整理・集約の方向
1	(永嶋委員) 既に許可制から改善命令付きの届出制に移行した自治体で、問題が無かったか。	(事務局) 近隣で高槻市が中核市へ移行した際に同様の制度変更を行ったが、特に問題は無いと聞いている。
2	(永嶋委員) 改正の前後で市の規制が実質的に変わらないのであれば、なぜ改正するのか理由がわからない。	(事務局) 市条例は産業活動による公害の激しかった昭和 40 年代に許可制として制定したが、現在では社会全体の公害状況が落ち着き、届出制でも十分に公害防止指導を行うことができるようになった。また、全国的にも許可制の例は少ない。
		(事務局) 法、府条例の整備や拡充により市条例と重複した部分と、社会の変化から不要となった部分を整理することで、適正な仕組みとする。
3	(永嶋委員) 許可制を継続することで不都合があるのか。	(石川副部会長) 許可制の場合は不許可で終わるが、届出制の場合、事業者は届出に対し改善勧告や改善命令を受けることで、自ら努力し成長することが必要となる一方、行政は改善指導のために、事業者との密なコミュニケーションが必要となる。許可制から届出制への変更は、行政と事業者が共に良い社会を作っていくという意味で、ポジティブな印象を受ける。
4	(浅野会長) 市条例の見直しはどのような方向で行い、結果的にどのようなメリットが予測されるか。	(事務局) 二重規制解消により、市と事業者の削減された時間を実質的な公害防止対策に費やすことができる。
5	(永嶋委員) 改善命令付きの届出制において、事業者が改善命令に従わない場合どう対処するのか。 (浅野会長) 届出をしない事業者の情報は、どのように入手するのか。	(事務局) 改善命令に従わない場合は告発し罰則を適用する。
		(藤尾委員) 公害はほとんどが大工場が原因で、届出をしないような規模の小さな企業は公害となるほどの影響は少ない。市内の企業団地との協力体制を築いてはどうか。
		(事務局) 無届の場合でも、立入検査、事前協議、住民からの苦情対応等、あらゆる場面から情報等を入手が可能。
6	(浅野会長) 今回の改正は、40 年前の制定当時と現在では使用する機械や燃料等が大きく異なっているのに対し、規制内容は変わっていないという問題について、見直す意味もある。	(事務局) 現在もボイラーは販売されているが、数が減少し、燃料となる重油は、現行市条例の燃料基準である硫黄含有率 0.1%以下であるため、市条例から燃料基準を削除しても実質的に基準が守られることとなる。
	(三田村委員) 現在でも現行市条例の規制対象となるようなボイラーは市販されているのか。	
7	(石川副部会長) 特定建設作業について、府条例の努力義務による規制指導で十分な効果が得られるのか。	(事務局) 特定建設作業は、長期間に及ぶものではなく、作業時間の変更等といった事業者の実質的な対応を求める形で行政指導を行う。

NO	委員による意見・質問	整理・集約の方向
8	(永嶋委員) カラオケ規制について、店舗が新築ではなく賃貸の場合は開発事前協議の対象外になるが、どのように情報を得るのか。	(事務局) 保健所における飲食店の営業許可手続きの際に確認を行う等、あらゆる契機を捉えて情報を入手し、指導を行う。
9	(永嶋委員) 環境基本条例との重複部分を削除すると、体系を知らない人にとって公害防止条例が空洞化し、理念的な部分が失われることになるので、削除しなくても良いのではないかと。 (藤尾委員) 各条例を単独でしか見ない人もいるのでは。	(事務局) 環境基本条例の制定前は公害防止条例がその役割も担っていたことから、現状のような重複部分が発生した。市の二つの条例に環境に対する市の理念を記載しているため、今回の全体の整理の中で重複部分を削除する。
10	(三田村委員) 公害防止条例は環境基本条例に則ることについて、総則で示す必要がある。	(事務局) 公害防止条例の総則の目的に、環境基本条例の趣旨に則ることを示したいと考えている。
11	(浅野会長) 各条項の主語が、現行公害防止条例では「市長」、環境基本条例では「市」となっている。表現の違いについて、整理する必要がある。 (永嶋委員) 便宜的にかと思うが、環境基本条例第7条では「市長」となっているので、内容により表現を変えているのではないかと。	(事務局) 法務部局に確認したところ、「市」は地方公共団体全体が主体となる場合を示し、「市長」は主体が誰となるのか明確にしたい場合を示す。 「市長」は地方公共団体としての「市」に含まれるものであるため、公害防止条例の趣旨が変わるものではない。
12	(三田村委員) 有害物質の地下浸透禁止の規制対象を「何人も」から「工場、事業場」へと限定する規定は、総則の中に入るのか。	(事務局) 総則ではなく、第6章のその他の規制で規定する。市条例制定当初は指定有害物質が産業活動で使用される8物質のみであったが、現在では27物質に増え、一般家庭でも使用される物質も対象となった。一般市民の日常生活にまで規制を及ぼすことは市条例の立法趣旨から逸脱するため、全ての事業活動を規制対象とする。